■会議結果報告書■

会議名称	第5期 札幌市子どもの権利委員会 第6回委員会
日時·会場	令和元年10月25日(金)17:00~18:30 バスセンタービル1号館3階大会議室
出席委員	12人出席

議題等	概要等
議題	○第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画(案)について ・資料に基づき、事務局より説明。
	 ○質疑・意見交換 ・p. 31スクールソーシャルワーカーの脚注がないので追記したほうがよい。 ・p. 4 子どもコーディネーターの配置の説明をより具体的にして、前後と合わせたほうがよい。 一事務局:前後の記載も確認し、追記する。
	・p. 35活動指標の子どもアシストセンターLINE相談件数は多いほうがいいのか。 -事務局:面談・電話・Eメールのほか、LINEでも相談を受けられるようにと考えている。昨年から試行実施しており、今年の夏は29日間で319件あり、冬の試行を経て、来年以降通年実施となれば1,000件程度は見込めるという数値。
	・9月に藻岩中学校の子どもの権利公開授業(社会科)に参加したが、自分の権利だけでなく、相手の権利も大切という答えが全生徒から出てくるようなよい授業だった。全中学校でも実施してほしい。 -事務局:授業で活用できる小・中学生向けパンフレットを学校に配布しており、引き続き活用を進めていきたい。
	 ・学校教育の現場では、時間確保も難しい中で、子どもの権利についてどのように取り組まれているか、お聞きしたい。 一委員:小学校では、子どもの権利や民族、性別など人権の授業を外部講師も招いて全学年に色々行っている。問題は、男女混合名簿など子どもたちは理解する一方、町内会や保護者の理解がなかなか進まないこと。 一委員:中学校では、社会科や総合学習、道徳などで権利に関わるが、各校でさらに意図的に取り組んでいく必要があると思う。 一委員:特に子どもの権利の中でも、意見表明権は家庭でも意識が希薄なため、保護者を中心に啓発活動をしていく必要もあるように思える。 一委員:地域の理解は難しさがある。子どもが変われば大人が変わるという切り口で社会を少しずつ変えていくことを目指していくべき。大学生も、自分が大人になるのかな、という世代で教えるのにいい機会になる。

- ・国連勧告のように、日本は児童の権利について不足がまだ多いと言われている。学校の権利教育でその部分に触れたりするのかどうか、お聞きしたい。
 - -委員:小学校では、言葉の理解度もあり、日本の権利の状況に直接言及するよりは、言いたいことが言える・したいことができる社会なんだよということを授業や行事など様々な取組で伝えている。人権という言葉で教えるより、障がいのある子どもとの交流・共同学習や、自分と仲間を大事にしようねといった観点で進めている。
- -委員:中学校では、社会科など教科で人権や法令に触れるが、学級活動や 総合学習では、お互いの思いを受け止め、きずなを大事にといった 進め方になる。
- 委員:日本は色々な面で先進的というイメージがあり、不足を指摘されて 受けるショックとそれに対して起きるアクションが大事だと思う。
- -委員:人権関連の条約では、各国の政府が履行状況を報告し、国連の委員会等から色々な指摘を受ける。日本固有の風習など人権の観点からは色々問題がある一方、条約制定のきっかけとなった世界の子どものより悲惨な人権侵害状況を子どもに知ってもらいたいとも思う。
- -委員:高校でも、社会科のテストのために覚えるだけでなく、社会人になるのに向けて、権利を学ぶ機会がもっとあるといい。
- -委員:地域では、民生委員制度100周年を機に民生委員・児童委員と主任 児童委員の連携を焦点に事例集作成の動きもあり、民生委員が児童 委員でもあるとの再認識のもと、高齢者だけでなく子どもに関わる 地域活動も広げていきたい。
- ・計画の中で、主任児童委員や区役所の家庭児童相談室については触れられて いるか、お聞きしたい。
 - -事務局:子どもが安心して暮らせる地域づくりの中で、民生委員児童委員 協議会との連携も図る主旨を掲載している。
 - -委員:主任児童委員と家庭児童相談室は密接な関係にあり、世帯訪問を依頼されたり、地域の子育てサロンで子どもにうまく関われない保護者が把握されることもある。
 - -委員:主任児童委員と学校、家庭児童相談室、社会福祉協議会などが関わる中で、生活が変わると、子どもも学校に行けるようになるなど方向が変わる。連携しての世帯訪問など色々なことを行っている。
 - -事務局:家庭児童相談室は、計画の中で、児童相談所との連携のもと、各 区保健センターの「子ども家庭総合支援拠点」として体制強化す る内容で記載している。
 - 委員:児童相談所というと一時保護のイメージから敷居が高く、家庭児童 相談室の方が身近な相談先になっているところもある。
- ・子どもの権利の認知度について10年目としては低くないように思う。日本国 憲法のように学校の授業などで地道に続けていけば高くなっていくと思う。
 - -委員:日本国憲法では、子どもの保護の観点から制約はあるとしても、大人も子どもも、同じ人権の享有主体として区別されない。権利条約も30年前で、憲法に関しても、子どもの人権の議論は比較的新しい。

- ・LINE相談のほか、学校でもLINEトラブルや使い方など教えているが、 子どもにスマホを持たせる保護者世代のほうがそうした教育を受けないま ま使っている状況。今の小・中学生が危険性などを理解して大人になる前に、 今の保護者世代への教育も必要と思われる。
 - -事務局: LINE相談は、Eメールで子どもたちの声を拾えなくなってきている現状を受けて行っているが、スマホを推奨するものではない難しさもある。スマホのトラブルも色々考えられる中で、子どもと大人が同時並行で学習している状況。
 - -委員:学校では、保護者の参観日などでLINEの危険性や使い方を取り上げたりしているが、今、教育を受けている子どもが大人になるまでの数年間のすき間が問題だと思っている。
 - -委員:スマホの使い方などは、学校だけでなく就学前からの課題でもあり、 地域でも気をつけていかなければならないと思っている。
 - -委員:スマホのない世界は考えられない状況で、つき合い方を保護者、地域にも色々な形で発信しアプローチしていくことが必要と思う。
 - -事務局:子どもを取り巻く環境として、計画では基本施策3「子どもを受け止め、育む環境づくり」の中で、地域の子どもの健全育成の取組などとも関わって取り組んでいきたい。
 - -委員:スマホ利用の出前講座もあるので、学校やPTA、家庭教育学級などで大人向けに開催するのもよいと思う。

その他

○事務局からの連絡事項

・次回委員会は計画策定状況により2、3月又は5月に開催予定。

以上